

様式第16号(第12条関係)



平成31年4月22日

三豊市長 様

申請者	団体の所在地	三豊市三野町下高瀬1978番地1
	団体の名称	まちづくり推進隊三野
	代表者氏名	理事長 藤田 公正
	電話番号	0875-73-6228



地域内分権推進交付金実績報告書

平成30年5月14日付け三政田第146号により交付金の交付決定等を受けた地域内分権推進事業について、下記のとおり実施したので、三豊市地域内分権推進交付金交付規則第12条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1 実績報告額 11,835,232円

2 添付書類

- (1) 事業報告書
- (2) 決算監査報告書
- (3) 貸借対照表
- (4) 財産目録
- (5) 収支決算書
- (6) 全役員名簿
- (7) 事業年度末の定款又は規約
- (8) その他市長が必要と認める書類

平成 30 年度 まちづくり推進隊みの 事業報告書
(平成 30 年 4 月 1 日 ～平成 31 年 3 月 31 日)

団体又は法人の名称 特定非営利活動法人まちづくり推進隊みの

1 事業の成果

- (1) 各種、各行事で住民のみなさんと共に活動を行ってきたが、それぞれ課題は残しつつ、一応の成果があった。
- (2) 自主事業は、産業・健康・福祉・街の美化を中心に活動した。
これらの自主事業は継続とし、今後も成果を期待したい。
- (3) 移譲業務は、順調に業務処理できた。

2 個別事業報告書

(1) 自主事業

産業活力部

事業名	休耕田の活用		
事業内容	エゴマや野菜を植え栽培から収穫までの体験をし、花を植え地域の人が集える場所としても活用した。また、シェア畑は 6 名が登録し利用した。		
実施日時	通年		
実施場所	各休耕田		
参加者・受益者	近郊住民		
役務提供者	役員・会員（実人数 15 人）		
決算額	収入決算額	303,395 円	支出決算額 303,395 円
	内訳 受取交付金	303,395 円	内訳 業務委託費 5,880 円
			諸謝金 2,160 円
			旅費交通費 1,080 円
			通信運搬費 2,406 円
			消耗品費 196,191 円
			食糧費 3,352 円
			燃料費 4,860 円
			賃借料 22,990 円
			支払手数料 2,376 円
		構築物 62,100 円	

事業名	農産物等の長期保存食の研究開発		
事業内容	農作物の提供を受け保存加工の試作をした。また加工技術を学ぶため視察を行った。		
実施日時	通年		
実施場所	三野町保健センター・太陽の家・愛媛県宇和島（視察2月12日）		
参加者・受益者	PAS ボランティアみの・食生活改善グループ・みの元気塾お客さん (延人数 120 人)		
役務提供者	PAS ボランティアみの、食改グループ (実人数 35 人) 研修 2 月 12 日 12 人 (延人数 58 人)		
決算額	収入決算額	164,196 円	支出決算額 164,196 円
	内訳 受取交付金	164,196 円	内訳 業務委託費 98,860 円
			消耗品費 65,336 円

事業名	学校教育を通じた環境美化活動		
事業内容	各学校施設のプールやトイレの清掃活動に EM 発酵液を使い、自然に配慮した環境美化活動を指導した。		
実施日時	10 月 4 日 (EM 発酵液作りは通年)		
実施場所	保育所・幼稚園・小学校・中学校		
参加者・受益者	園児・児童・生徒・教職員・PTA		
役務提供者	(実人数 15 人) (延人数 130 人)		
決算額	収入決算額	100,000 円	支出決算額 100,000 円
	内訳 受取交付金	100,000 円	内訳 業務委託費 100,000 円

事業名	ホームページを利用した広報活動		
事業内容	つくるフェスティバルのホームページとリンクを強化し、相互のホームページの観覧をし易くした。また、SNS 講習会を行った。		
実施日時	通年（講習会① 6/2・7/14・8/4）（講習会② 10/6・11/3・12/1）		
実施場所	事務局内（文化センター）		
参加者・受益者	HP 閲覧者 講習会(16 人・14 人・13 人) (10 人・5 人・6 人)		
役務提供者	役員・事務局 (実人数 4 人) (延人数 78 人)		
決算額	収入決算額	34,527 円	支出決算額 34,527 円
	内訳 受取交付金	21,527 円	内訳 諸謝金(講師料) 30,000 円
	受取負担金(参加費)	13,000 円	消耗品費 4,527 円

事業名	ふれあい産直市跡地活用事業			
事業内容	三野ふれあい産直市運営協議会から引き継いだ跡地を活用できるよう検討を行った。			
実施日時	通年			
実施場所	三野ふれあい産直市跡地			
参加者・受益者				
役務提供者	役員・事務局		(実人数 7 人) (延人数 21 人)	
決算額	収入決算額	311,823 円	支出決算額	311,823 円
	内訳 受取交付金	311,823 円	内訳 業務委託費	204,900 円
			修繕費	11,923 円
			地代家賃	95,000 円

環境文化部

事業名	里山整備推進事業			
事業内容	里山登山道の整備と住民が山に親しめるよう、毎年3月第1日曜日を「里山の日」に制定し、イベント活動を企画した。(雨天中止)			
実施日時	通年(里山の日3月3日)			
実施場所	三野町内の里山			
参加者・受益者	とんぎり山 101 人 北村 127 人 真山 154 人 真平山 299 人 貴峰山 263 人 聖天山 56 人 前山 28 人 火上山 40 人 (延人数 1,068 人)			
役務提供者	スタッフ会議 6/11 15 人・11/11 8 人・1/17 17 人		(実人数 17 人) (延人数 40 人)	
決算額	収入決算額	591,981 円	支出決算額	591,981 円
	内訳 受取交付金	591,981 円	内訳 会議費	5,528 円
			通信運搬費	2,296 円
			消耗品費	414,704 円
			食糧費	51,098 円
			修繕費	900 円
			燃料費	36,097 円
			保険料	43,758 円
			租税公課	600 円
			構築物	37,000 円

事業名	遍路道の整備			
事業内容	弥谷寺から曼荼羅寺までの遍路道を歩いて下見をした			
実施日時	12月2日			
実施場所	弥谷寺から曼荼羅寺			
参加者・受益者	町民			
役務提供者	会員・役員（延人数 14 人）			
決算額	収入決算額	4,728 円	支出決算額	4,728 円
	内訳 受取交付金	4,728 円	内訳 業務委託費	2,640 円
			食糧費	2,088 円

事業名	生活環境支援事業			
事業内容	古紙等の持込収集を2回、三野町環境美化運動を2回実施した。			
実施日時	9月8日・10月28日・2月3日・3月9日			
実施場所	下高瀬小学校駐車場			
参加者・受益者	町民			
役務提供者	14人・5人・5人・10人 会員・役員・事務局（実人数15人） （延人数34人）			
決算額	収入額	246,739 円	支出決算額	75,671 円
	内訳 受取補助金(未収金含)	142,240 円	内訳 , 諸謝金	32,000 円
	雑収益(未収金含)	104,499 円	通信運搬費	11,424 円
	収益 246,739 円(未収金121,305 円)		消耗品費	26,071 円
	支出 75,671 円		食糧費	5,528 円
	差額 171,068 円		支払手数料	648 円

健康福祉部

事業名	ノルディックウォーク講座県外研修			
事業内容	体力増進目的で行っているノルディックウォークの先進地で研修を行った。			
実施日時	11月16日（金）			
実施場所	高松市屋島			
参加者・受益者	30人（延人数30人）			
役務提供者	会員・役員（実人数 10人）			
決算額	収入決算額	81,390 円	支出決算額	81,390 円
	内訳 受取交付金	51,390 円	内訳 業務委託費	81,390 円
	受取負担金(参加費) 30,000 円			

事業名	健康料理教室		
事業内容	香川短期大学の講師を招き、健康増進のための料理教室を開催した。夏休みには小学生を対象に親子料理教室も行った。		
実施日時	5月25日・7月14日・10月6日・2月8日		
実施場所	三野町保健センター		
参加者・受益者	29人・32人・32人・32人		(延人数125人)
役務提供者	4人・2人・7人・4人		(実人数7人) 役員・事務局(延人数17人)
決算額	収入決算額	124,901円	支出決算額 124,901円
	内訳 受取交付金	51,701円	内訳 業務委託費 33,400円
	受取負担金(参加費) 73,200円		消耗品費 8,858円
			賄材料費 73,455円
			保険料 8,000円
			支払手数料 1,188円

事業名	お助け隊		
事業内容	制度の谷間にある人々の支援を目的とし、草取りや買い物、通院等の支援活動を行った。		
実施日時	通年		
実施場所	支援者要望地		
参加者・受益者	支援登録者12人(延130日 145時間)		
役務提供者	草取り30回・通院支援10回 外出支援30回・生活支援30回		(実人数12人) (延人数62人)
決算額	収入決算額	139,220円	支出決算額 139,220円
	内訳 受取交付金	70,435円	内訳 給料手当 139,220円
	受取負担金 68,785円		

事業名	市民集いの場作り			
事業内容	毎月6回程度開催しているイベントに加え、市民の要望によるイベントを開催した。また夏休みの子ども寺子屋やおまつりを開催した。			
実施日時	通年			
実施場所	みの元気塾（三野町太陽の家）			
参加者・受益者	幼児から高齢者まで四世代（延人数 1,600 人）			
役務提供者	イベント講師・ボランティア（実人数 50 人） （延人数 200 人）			
決算額	収入決算額	146,282 円	支出決算額	146,282 円
	内訳 受取交付金	146,282 円	内訳 業務委託費	84,000 円
			消耗品費	32,282 円
			賃借料	30,000 円

事業名	オレンジかふえみの			
事業内容	認知症に不安をもつ高齢者の集いの場を確保し、専門家のお話や音楽療法の楽しい催しを実施した。			
実施日時	毎月第2水曜日（5月～3月）			
実施場所	太陽の家			
参加者・受益者	23・16・18・18・22・17・23・15・13・人			
役務提供者	老人介護支援センターみの・サウンドパレット（実人数 3 人） （延人数 33 人）			
決算額	収入決算額	175,088 円	支出決算額	175,088 円
	内訳 受取交付金	10,397 円	内訳 諸謝金	90,000 円
	受取負担金(参加費)	19,600 円	消耗品費	65,488 円
	受託事業収益	145,091 円	支払手数料	19,600 円

事業名	みの生活カレンダー			
事業内容	三野町内の学校・公民館・各種団体の1ヶ月の情報を一元化し、カレンダーを作成。新聞販売店の販売網を通じて、三野町内に無料で配布した。			
実施日時	通年			
実施場所	まちづくり推進隊みの事務局			
参加者・受益者	全町民			
役務提供者	事務局2・会員1・ボランティア1（実人数 4 人） （延人数 48 人）			
決算額	収入決算額	0 円	支出決算額	0 円

イベント推進部

事業名	第6回つくるフェスティバル in みとよ			
事業内容	宗吉瓦窯跡史跡公園で「第6回つくるフェスティバル in みとよ」を開催した。			
実施日時	10月20日（土）10時～17時 10月21日（日）9時～16時			
実施場所	宗吉瓦窯跡史跡公園・宗吉かわらの里展示館			
参加者・受益者	来場者数約 8,000 人			
役務提供者	5/15 13 人、6/5 13 人、7/31 13 人 9 月 18 日 合同周知会 参加者 24 人 準備 10/9 35 人、10/18 8 人、10/19 21 人 当日 10/20 63 人・10/21 58 人（実人数 85 人） 片付 10/22 12 人（延人数 260 人）			
決算額	収入決算額	1,089,047 円	支出決算額	1,089,047 円
	内訳 受取交付金	942,547 円	内訳 給料手当	276,356 円
	受取負担金(参加費)	146,500 円	業務委託費	465,480 円
			諸謝金	10,368 円
			印刷製本費	156,600 円
			会議費	4,816 円
			旅費交通費	2,055 円
			通信運搬費	57,624 円
			消耗品費	18,205 円
			食糧費	75,298 円
			施設燃料費	8,067 円
			保険料	8,250 円
			租税公課	3,200 円
			新聞図書費	460 円
			支払手数料	2,268 円

事業名	独身者支援		
事業内容	独身者の出会いの場をつくるため、男女のふれあいの場を提供した。 6組のカップリングに成功した。		
実施日時	8月19日（日）・11月4日（日）12月23日（日）		
実施場所	ふれあいパークみの・蘭ズガーデン・三野町保健センター		
参加者・受益者	28人・19人・16人		
役務提供者	10人・10人・11人		

事業名	各種講演会			
事業内容	理学療法士による健康についての講演会を行った。また、各町まちづくり推進隊合同で市民活動勉強会を行った。			
実施日時	平成30年12月14日・平成31年1月11日・2月8日・3月8日 市民活動勉強会 平成30年8月3日			
実施場所	社会福祉センター			
参加者・受益者	41名・38名・35名・35名 14名			
役務提供者	9・9・7・5 役員・事務局（実人数11人）			
決算額	収入決算額	107,728 円	支出決算額	107,728 円
	内訳 受取交付金	107,728 円	内訳 業務委託費	22,860 円
			諸謝金	18,900 円
			印刷製品費	49,720 円
			通信運搬費	4,346 円
			消耗品	1,254 円
			支払手数料	648 円
			支払助成金	10,000 円

事業名	研修講座・視察研修		
事業内容	会員及び町民に呼びかけ、研修会・視察研修を開催した。		
実施日時	平成30年5月5日・11月15日		
実施場所	岩国市・高知県		
参加者・受益者	33人・26人		(延人数 59人)
役務提供者	6・10		役員 (実人数 10人) (延人数 16人)
決算額	収入決算額	157,646 円	支出決算額 157,646 円
	内訳 受取交付金	136,066 円	内訳 業務委託費 144,280 円
	受取負担金(参加費)	21,580 円	通信運搬費 13,366 円

(2) 移譲業務

事業名	自治会連合会三野支部事務局		
事業内容	自治会連合会三野支部（別会計）として以下の事業を実施した。 ①自治会連合会に関する事務（総会、役員会） ②自治会からの要望事項に関する相談業務 ③広報みとよの配付手配		
実施日時	通年		
実施場所	三野町全域		
対象者	自治会長及び三野町民	従事人数	事務局
決算額	収入決算額	495,000 円	支出決算額 495,000 円
	内訳 受取交付金	495,000 円	内訳 支払助成金 495,000 円
			(@5,000×99 自治会)

事業名	三豊市地区衛生組織連合会三野支部事務局		
事業内容	地区衛生組織連合会三野支部（別会計）として以下の事業を実施した。 ①地区衛生組織連合会に関する事務 ②ごみ集積所補助事業 1件 ③環境美化の日（6/3、10/28）、視察研修（7/10、9/5） ④三野町を美しくする運動（2/3）		
実施日時	通年		
実施場所	三野町全域		
対象者	自治会長、地区衛生委員及び三野町民	従事人数	事務局
決算額	収入決算額	0 円	支出決算額 0 円

事業名	三野町イベント推進協議会		
事業内容	吉津花まつり・大坊市・弥谷市について各実行委員会に補助金を配分するため、通帳管理を行い、役員会を年1回開催した。 (イベントの運営・会計・事務は各実行委員会が行っている。)		
実施日時	通年		
実施場所	三野町全域		
対象者	三野町民	従事人数	事務局
決算額	収入決算額	0 円	支出決算額 0 円

事業名	公共施設の消耗品補充、軽微な修繕		
事業内容	社会福祉センター・文化センター・はつらつセンター・ふれあいセンター 保健センターの消耗品補充及び軽微な修繕を行った。		
実施日時	通年		
実施場所	それぞれの公共施設		
受益者	三野町民	従事人数	事務局他
決算額	収入決算額	68,372 円	支出決算額 68,372 円
	内訳 受取交付金	68,372 円	内訳 消耗品費 60,164 円
			修繕費 7,560 円
			支払手数料 648 円

事業名	防犯灯管理		
事業内容	既存防犯灯の管理を行い、22 か所の修繕を行った。		
実施日時	通年		
実施場所	三野町全域		
対象者	三野町民	従事人数	事務局
決算額	収入決算額	286,502 円	支出決算額 286,502 円
	内訳 受取交付金	286,502 円	内訳 修繕費 285,314 円
			支払手数料 1,188 円

事業名	交通安全		
事業内容	交通安全キャンペーンを実施した。(4/10・7/5・9/28)		
実施日時	通年		
実施場所	三野町全域		
対象者	三野町民	従事人数	事務局他
決算額	収入決算額	18,720 円	支出決算額 18,720 円
	内訳 受取交付金	18,720 円	内訳 食糧費 18,720 円

3 総会、理事会等の開催状況

会 議 名	理事会
開 催 日 時	平成30年4月9日（月）19時00分～20時50分
出 席 状 況	15名（理事13名、監事2名）
審 議 及 び 議 事 内 容	通常総会について 部会編成について

会 議 名	通常総会
開 催 日 時	平成30年4月19日（木）18時30分～18時55分
出 席 状 況	43名、委任状28名
審 議 及 び 議 事 内 容	役員の報酬及び費用弁償に関する規程について 平成29年度事業報告及び収支決算報告について 平成30年度事業計画（案）について 平成30年度収支予算（案）について

会 議 名	理事会
開 催 日 時	平成30年5月14日（月）19時00分～20時15分
出 席 状 況	14名（理事12名、監事2名）
審 議 及 び 議 事 内 容	婚活スケジュールについて

会 議 名	理事会
開 催 日 時	平成30年6月11日（月）19時00分～20時30分
出 席 状 況	15名（理事13名、監事2名）
審 議 及 び 議 事 内 容	市民活動学習会共催について

会 議 名	理事会
開 催 日 時	平成30年7月23日（月）19時00分～20時15分
出 席 状 況	15名（理事13名、監事2名）
審 議 及 び 議 事 内 容	市民活動勉強会個別相談について 観光交流局賛助入会申込について

会 議 名	理事会
開 催 日 時	平成30年8月13日（月）19時00分～20時40分
出 席 状 況	13名（理事11名、監事2名）
審 議 及 び 議 事 内 容	古紙古布等持込収集について つくる周知会について 11月開催婚活について 研修について

会 議 名	理事会
開 催 日 時	平成30年9月10日（月）19時00分～20時45分
出 席 状 況	13名（理事12名、監事1名）
審 議 及 び 議 事 内 容	JACEVO 入会について ノルディックウォーク研修について 婚活イベントについて 取扱金融機関について

会 議 名	理事会
開 催 日 時	平成30年10月15日（月）19時00分～21時10分
出 席 状 況	14名（理事12名、監事2名）
審 議 及 び 議 事 内 容	講演会について 環境美化の日について 産直市跡地について

会 議 名	理事会
開 催 日 時	平成30年11月19日（月）19時00分～20時45分
出 席 状 況	15名（理事13名、監事2名）
審 議 及 び 議 事 内 容	みの里山の日制定について 健康講座について 婚活について

会 議 名	理事会
開 催 日 時	平成30年12月17日（月）19時00分～20時50分
出 席 状 況	14名（理事13名、監事1名）
審 議 及 び 議 事 内 容	来年度事業について 提案書について 第2層協議体について

会 議 名	理事会
開 催 日 時	平成31年1月21日（月）18時50分～21時10分
出 席 状 況	10名（理事10名、監事0名）
審 議 及 び 議 事 内 容	来年度事業について 提案書について 総会について 産直市跡地について 講師料規程について

会 議 名	理事会
開 催 日 時	平成31年2月18日（月）19時00分～20時15分
出 席 状 況	12名（理事11名、監事1名）
審 議 及 び 議 事 内 容	来年度事業について 講師料規程について

会 議 名	理事会
開 催 日 時	平成31年3月11日（月）19時～21時15分
出 席 状 況	14名（理事12名、監事2名）
審 議 及 び 議 事 内 容	来年度事業について 総会について

決 算 報 告 書

第 2 期

自 平成30年 4月 1日

至 平成31年 3月31日

特定非営利活動法人まちづくり推進隊みの



香川県三豊市三野町下高瀬1978番地1

貸 借 対 照 表

特定非営利活動法人まちづくり推進隊みの
全事業所

[税込] (単位: 円)
平成31年 3月31日 現在

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】		【流動負債】	
(現金・預金)		前受交付金	1,164,768
小口 現金	19,066	預り金(源泉所得税)	15,494
普通 預金	1,946,995	預り金(社会保険料)	48,487
現金・預金 計	1,966,061	流動負債 計	1,228,749
(売上債権)		負債合計	1,228,749
未 収 金	121,305	正 味 財 産 の 部	
売上債権 計	121,305	【正味財産】	
流動資産合計	2,087,366	前期繰越正味財産額	0
【固定資産】		当期正味財産増減額	1,451,151
(有形固定資産)		正味財産 計	1,451,151
構 築 物	303,117	正味財産合計	1,451,151
機械及び装置	289,417		
有形固定資産 計	592,534		
固定資産合計	592,534		
資産合計	2,679,900	負債及び正味財産合計	2,679,900

財 産 目 録

特定非営利活動法人まちづくり推進隊みの
全事業所

[税込] (単位: 円)
平成31年 3月31日 現在

《資産の部》

【流動資産】

(現金・預金)

小口 現金

19,066

普通 預金

1,946,995

現金・預金 計

1,966,061

(売上債権)

未 収 金

121,305

売上債権 計

121,305

流動資産合計

2,087,366

【固定資産】

(有形固定資産)

構 築 物

303,117

機械及び装置

289,417

有形固定資産 計

592,534

固定資産合計

592,534

資産の部 合計

2,679,900

《負債の部》

【流動負債】

前受交付金

1,164,768

預り金 (源泉所得税)

15,494

預り金 (社会保険料)

48,487

流動負債 計

1,228,749

負債の部 合計

1,228,749

正味財産

1,451,151

損益計算書

特定非営利活動法人まちづくり推進隊みの
全事業所

[税込] (単位: 円)

自 平成30年 4月 1日 至 平成31年 3月31日

【経常収益】

【受取寄付金】

受取寄付金 1, 260, 370

【受取助成金等】

受取負担金 545, 665

受取補助金 142, 240

受取交付金 11, 835, 232

【事業収益】

受託事業収益 151, 491

【その他収益】

受取 利息 29

雑 収 益 104, 499

経常収益 計

14, 039, 526

【経常費用】

【事業費】

(人件費)

給料 手当(事業) 415, 576

人件費計 415, 576

(その他経費)

業務委託費(事業) 1, 300, 490

諸 謝 金(事業) 239, 556

印刷製本費(事業) 344, 020

会 議 費(事業) 10, 344

旅費交通費(事業) 11, 835

通信運搬費(事業) 98, 278

消耗品 費(事業) 920, 347

食 糧 費(事業) 316, 404

修 繕 費(事業) 305, 697

施設燃料費(事業) 49, 024

賄材料費(事業) 73, 455

地代 家賃(事業) 95, 000

賃 借 料(事業) 85, 710

保 險 料(事業) 60, 008

租税 公課(事業) 3, 800

支払手数料(事業) 39, 612

支払助成金 505, 000

その他経費計 4, 458, 580

事業費 計

4, 874, 156

【管理費】

(人件費)

給料 手当 4, 260, 763

役員 報酬 664, 000

役員議事報償費 540, 000

法定福利費 658, 452

人件費計 6, 123, 215

(その他経費)

損益計算書

特定非営利活動法人まちづくり推進隊みの
全事業所

[税込] (単位：円)

自 平成30年 4月 1日 至 平成31年 3月31日

印刷製本費	147,064	
会 議 費	21,424	
車 両 費	100,800	
車両燃料費	21,922	
通信運搬費	216,812	
消耗品 費	324,041	
修 繕 費	5,160	
水道光熱費	34,000	
新聞図書費	26,847	
減価償却費	268,616	
保 險 料	54,086	
諸 会 費	13,000	
リース 料	85,680	
租税 公課	3,700	
業務委託料	260,600	
支払手数料	7,252	
その他経費計	1,591,004	
管理費 計		7,714,219
経常費用 計		12,588,375
当期経常増減額		1,451,151
【経常外収益】		
経常外収益 計		0
【経常外費用】		
経常外費用 計		0
税引前当期正味財産増減額		1,451,151
当期正味財産増減額		1,451,151
前期繰越正味財産額		0
次期繰越正味財産額		1,451,151

決算監査報告書

特定非営利活動法人まちづくり推進隊みの
理事長 藤田 公正 様

平成30年度(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)の事業報告書、
財産目録、貸借対照表、収支決算書及び会計帳簿を監査した結果、適法に処理
され、当該帳簿には適正に記載されていると認める。

31年 4月 2日

特定非営利活動法人まちづくり推進隊みの

監事 丸岡 英明 

監事 横田 美智子 

全役員名簿

(平成31年4月1日～平成32年3月31日)

団体又は法人の名称 特定非営利活動法人まちづくり推進隊みの

役名	氏名	住所	就任期間	報酬を受けた期間
理事長	藤田 公正	三野町大見甲4536番地	平成31年4月1日～ 平成32年3月31日	平成31年4月1日～ 平成32年3月31日
副理事長	細川 芳樹	三野町吉津乙2番地2	平成31年4月1日～ 平成32年3月31日	平成31年4月1日～ 平成32年3月31日
副理事長	藤谷 静男	三野町吉津乙1402番地	平成31年4月1日～ 平成32年3月31日	平成31年4月1日～ 平成32年3月31日
理事	綾 弘彰	三野町下高瀬382番地	平成31年4月1日～ 平成32年3月31日	無
理事	和泉 邦一	三野町吉津甲411番地2	平成31年4月1日～ 平成32年3月31日	無
理事	市村 光利	三野町下高瀬200番地	平成31年4月1日～ 平成32年3月31日	無
理事	岡田 早江子	三野町下高瀬1935番地6	平成31年4月1日～ 平成32年3月31日	無
理事	関 敬三	三野町下高瀬2095番地3	平成31年4月1日～ 平成32年3月31日	無
理事	則包 哲生	三野町大見甲6633番地	平成31年4月1日～ 平成32年3月31日	無
理事	藤田 恵子	三野町大見甲1309番地	平成31年4月1日～ 平成32年3月31日	無
理事	堀家 覚	三野町大見甲5702番地	平成31年4月1日～ 平成32年3月31日	無
理事	前田 俊夫	三野町吉津甲2503番地2	平成31年4月1日～ 平成32年3月31日	無
理事	三木 茂	三野町吉津乙2294番地1	平成31年4月1日～ 平成32年3月31日	無
監事	丸岡 英明	三野町下高瀬540番地1	平成31年4月1日～ 平成32年3月31日	平成31年4月1日～ 平成32年3月31日
監事	横田 美智子	三野町大見甲5666番地	平成31年4月1日～ 平成32年3月31日	平成31年4月1日～ 平成32年3月31日

特定非営利活動法人まちづくり推進隊みの 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人まちづくり推進隊みのと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を香川県三豊市三野町下高瀬 568 番地 2 に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、三豊市と相互に協力しながら、地域住民自らが主体となって豊かで住みやすい三野町を創造するため、住民の交流を図り、地域のつながりを深め、安全・安心な生活環境及び活力と魅力あふれる良好なコミュニティの実現を図ることを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 観光の振興を図る活動
- (5) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (6) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (7) 環境の保全を図る活動
- (8) 地域安全活動
- (9) 子どもの健全育成を図る活動
- (10) 情報化社会の発展を図る活動
- (11) 経済活動の活性化を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 市民の集いの場づくりなどの地域住民の交流に関する事業
- (2) 各種講座の開催などによる安全、安心、防災に関する事業
- (3) 里山整備などによる環境保全に関する事業
- (4) 各種講座の開催などによる健康及び福祉に関する事業
- (5) 地域産業の振興に関する事業
- (6) 関係諸団体との連携に関する事業
- (7) その他目的達成のために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、一般会員をもって特定非営利活動促進法（以下

「法」という。) 上の社員とする。

- (1) 一般会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助する意思表示をして入会した個人又は団体
(入会)

第7条 この法人の会員になろうとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び年会費)

第8条 入会金及び年会費は、無料とする。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 除名されたとき。
- (3) 本人が死亡したとき。
- (4) 賛助会員である団体が消滅したとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種類及び定数)

第12条 この法人に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 理事3人以上16人以内
 - (2) 監事2人以上5人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 役員は、一般会員の中から選任しなければならない。
- 3 理事長及び副理事長は、理事の互選とし、総会に報告しなければならない。
- 4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第 14 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第 15 条 理事及び監事の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 理事長の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、連続しないときであっても、再々任は認めない。

3 副理事長の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、連続しないときであっても、再々任は認めない。

4 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

5 前 4 項の規定にかかわらず、任期満了前、2 年以内の最終の事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

6 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 16 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 17 条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事にあつては理事会又は総会の議決により、監事にあつては総会の議決により、これを解任することができる。

この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があつたとき。

(報酬等)

第 18 条 役員は、報酬を受けることができる。ただし、報酬を受ける者の数は、役員総数

の3分の1を超えてはならない。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長及びその他の職員を置くことができる。

2 事務局長及びその他の職員は、理事会の議決を経て、理事長が任免し、この法人と雇用契約を締結する。

3 事務局長及びその他の職員には、雇用契約上必要な賃金を支払わなければならない。

4 前項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、一般会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、次の各号に掲げる事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業年度当初における事業計画及び活動予算の承認
- (5) 事業報告及び活動決算の承認
- (6) 理事の選任又は解任
- (7) 監事の選任又は解任
- (8) 理事及び監事の職務及び報酬
- (9) その他理事会が総会に付議すべき事項として議決した事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 一般会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号に規定するときを除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号又は第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 理事長が前項に規定する臨時総会を招集しないときは、請求をした者が、臨時総会を招集することができる。

4 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した一般会員の中から選出する。

(定足数)

第 26 条 総会は、一般会員総数の 2 分の 1 以上の出席者がなければ開会することができない。

(議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 4 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した一般会員の 2 分の 1 以上の同意があるときは、この限りではない。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した一般会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は一般会員が総会の目的である事項について提案した場合において、一般会員全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 28 条 各一般会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない一般会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、もしくは他の一般会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した一般会員は、第 26 条、前条第 2 項、次条第 1 項第 2 号及び第 50 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する一般会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 一般会員総数及び出席者数(書面表決者又は電磁的方法による表決者もしくは表決委任者があるときは、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

3 前 2 項の規定にかかわらず、一般会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第 6 章 理事会

(構成)

第 30 条 理事会は、理事をもって構成する。

2 監事は、理事会に出席し意見を述べることができる。

(権能)

第 31 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (2) 事業報告及び活動決算
- (3) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 49 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (4) 事務局の組織及び運営に関する事項
- (5) 事務局長及びその他の職員の雇用等に関する事項
- (6) 総会に付議すべき事項
- (7) その他運営に関する必要な事項

(開催)

第 32 条 理事会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 5 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 33 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 号又は第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 34 条 理事会の議長は、理事長が行う。

(議決)

第 35 条 理事会における議決事項は、第 33 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の 2 分の 1 以上の同意があったときは、この限りではない。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 36 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条第 2 項及び次条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者または電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 38 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 寄附金品
- (3) 財産から生じる収益
- (4) 事業に伴う収益
- (5) その他の収益

(資産の区分)

第 39 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の 1 種とする。

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 42 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の 1 種とする。

(事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

2 前項の規定に関わらず、事業年度当初における事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事会の議決を経た上で、総会において、その承認を得なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 45 条 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加と更正)

第 46 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 47 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経た上で、当該事業年度終了後最初の総会において、その承認を得なければならない。

2 会計の決算上、剰余金を生じたときは、翌事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 48 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 49 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 50 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した一般会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項の変更については所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) 法人が行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及び従たる事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第 51 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 一般会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、一般会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散(前条第1項第4号及び第5号による解散を除く。)をしたときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において出席した一般会員の過半数の議決を経て選定される団体に譲渡するものとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において一般会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 活動の区域

(活動の区域)

第54条 この法人の活動区域は、香川県三豊市三野町内とする。ただし、理事会の議決を経た活動については、この限りではない。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第11章 雑則

(雑則)

第56条 この定款の施行に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	藤田	公正
副理事長	細川	芳樹
副理事長	藤谷	静男
理事	綾	弘彰
同	和泉	邦一
同	市村	光利
同	岡田	早江子
同	関	敬三
同	則包	哲生
同	藤田	恵子
同	堀家	覚

同 前田 俊夫
同 三木 茂
監事 丸岡 英明
同 横田 美智子

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条第 1 項の規定に関わらず、成立の日から平成 31 年 6 月 30 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 43 条の規定に関わらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 48 条の規定に関わらず、成立の日から平成 30 年 3 月 31 日までとする。

これは、定款の原本と相違ありません。

平成 31 年 4 月 22 日

特定非営利活動法人まちづくり推進隊みの

住 所 三豊市三野町下高瀬 1978 番地 1

氏 名 理事長 藤田 公正

